

漁業法等の一部を改正する等の法律の概要について

平成30年12月
農 林 水 産 省

趣旨

漁業は国民に対し水産物を供給する使命を有しているが、水産資源の減少等により生産量や漁業者数は長期的に減少傾向。他方、我が国周辺には世界有数の広大な漁場が広がっており、漁業の潜在力は大きい。

適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、資源管理措置並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す。

法律の内容

I 漁業法の一部改正

第1 総則

1 目的

この法律は、漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。 (第1条関係)

2 国及び都道府県の責務

国及び都道府県は、漁業生産力を発展させるため、水産資源（一定の水面に生息する水産動植物のうち有用なものをいう。）の保存及び管理を適切に行うとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務を有する。 (第6条関係)

第2 水産資源の保存及び管理

1 資源管理の基本原則

(1) 水産資源の保存及び管理は、漁獲可能量による管理を行うことを基本としつつ、必要な場合には、漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うものとする。 (第8条関係)

(注)「漁獲可能量」とは、最大持続生産量を実現することを目的として、資源評価に基づき、管理年度において採捕することができる数量の最高限度として水産資源ごとに農林水産大臣が定める数量をいう。

(2) 漁獲可能量による管理は、管理区分（特定の水域及び漁業の種類その他の事項によって構成される区分）ごとに、漁獲可能量を配分し、その漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うものとする。

(第8条第2項関係)

- (3) 漁獲量の管理は、それぞれの管理区分において、水産資源を採捕しようとする者に対し、船舶等（船舶その他の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備をいう。）ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てること（以下「漁獲割当て」という。）により行うことを基本とする。

(第8条第3項関係)

- (4) 漁獲割当てを行う準備の整っていない管理区分における漁獲量の管理は、当該管理区分において水産資源を採捕する者による漁獲量の総量を管理することにより行うものとする。 (第8条第4項関係)

- (5) (4)の場合において、水産資源の特性等により漁獲量の総量の管理を行うことが適当でないと認められるときは、当該管理に代えて漁獲努力量（漁ろう作業量であって、操業日数その他の農林水産省令で定める指標によつて示されるもの）の総量の管理を行う。

(第8条第5項関係)

2 水産資源の調査及び評価

- (1) 農林水産大臣は、海洋環境に関する情報、水産資源の生息又は生育の状況に関する情報、採捕及び漁ろうの実績に関する情報その他の資源評価を行うために必要となる情報を収集するための調査（以下「資源調査」という。）を行うものとする。資源調査を行うに当たっては、人工衛星に搭載される観測用機器、船舶に搭載される魚群探知機その他の機器を用いて、情報を効率的に収集するよう努めるものとする。

(第9条第1項・第2項関係)

- (2) 農林水産大臣は、資源調査の結果に基づき、最新の科学的知見を踏まえて資源評価を実施するものとする。 (第9条第3項関係)

3 資源管理基本方針

- (1) 農林水産大臣は、資源評価を踏まえて、資源管理に関する基本方針（以下「資源管理基本方針」という。）を定めるものとする。資源管理基本方針を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならないものとする。 (第11条関係)

(資源管理基本方針に定める事項)

- ① 資源管理に関する基本的な事項
- ② 資源管理の目標（資源管理目標）
 - ア 最大持続生産量を実現するために維持し、又は回復させるべき目標となる値（目標管理基準値）
 - イ 資源水準の低下によって最大持続生産量の実現が著しく困難になることを未然に防止するため、その値を下回った場合には資源水準の値を目標管理基準値にまで回復させるための計画を定めることとする値（限界管理基準値）
- ③ 特定水産資源（漁獲可能量による管理を行う水産資源）ごとの大臣管理区分、国・都道府県への配分の基準
- ④ 漁獲量の管理の手法に関する事項 等

- (2) 資源管理基本方針を定めるに当たっては、国際的な枠組みにおいて

行われた資源評価、国際的な枠組みにおいて決定されている資源管理に関する事項を考慮しなければならない。(第13条関係)

- (3) 都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針を定めるものとする。当該方針を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。(第14条関係)

4 漁獲可能量による管理

- (1) 農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、漁獲可能量、その内訳として各都道府県及び大臣管理区分に配分する数量を定める。(第15条関係)
- (2) 都道府県知事は、配分量について知事管理区分ごとに管理する漁獲可能量等を定める。(第16条関係)
- (3) 特定水産資源を採捕した者は、農林水産省令又は規則で定めるところにより、大臣管理区分にあつては農林水産大臣、知事管理区分にあつては都道府県知事に報告しなければならない。(第26条・第30条関係)

5 漁獲割当てによる漁獲量の管理

- (1) 漁獲割当てによる漁獲量の管理を行う管理区分(漁獲割当管理区分)において、漁獲割当ての対象たる特定水産資源を採捕しようとする者は、船舶等ごとに漁獲割当ての割合(漁獲割当割合)の設定を求めることができる。(第17条第1項関係)
- (2) 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を考慮してあらかじめ基準を定め、これに従って漁獲割当割合の設定を行う。(第17条第3項関係)
- (3) 農林水産大臣又は都道府県知事は、管理年度ごとに、漁獲割当割合の設定を受けた者(漁獲割当割合設定者)に対して、年次漁獲割当量を設定する。(第19条関係)
- (※年次漁獲割当量＝当該管理年度において漁獲割当管理区分に配分された漁獲可能量
× 漁獲割当割合)
- (4) 漁獲割当割合は、船舶等とともに譲り渡す場合等であつて、農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに限り、移転をすることができる。(第21条関係)
- (5) 年次漁獲割当量は、他の漁獲割当割合設定者に譲り渡す場合等であつて、農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに限り、移転することができる。(第22条関係)
- (6) 年次漁獲割当量設定者でなければ、漁獲割当ての対象となる特定水産資源を目的として採捕してはならず、年次漁獲割当量設定者は、年次漁獲割当量を超えて採捕してはならない。(第25条関係)
- (7) 農林水産大臣又は都道府県知事は、年次漁獲割当量設定者が年次漁獲割当量を超えたときは停泊命令を発出するとともに、年次漁獲割当量の控除又は漁獲割当割合の削減を行うことができる。

第3 許可漁業

1 大臣許可漁業

- (1) 船舶により行う漁業であって農林水産省令で定めるものを営もうとする者は、船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。
(第36条第1項関係)
- (2) (1)の農林水産省令は、漁業調整（特定水産資源の再生産の阻害の防止若しくは特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理又は漁場の使用に関する紛争の防止のために必要な調整）のため漁業者及びその使用する船舶について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決めが存在すること、漁場の区域が広域にわたること等の事由により当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる漁業について定めるものとする。
(第36条第2項関係)
- (3) 大臣許可漁業の許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。
(第37条関係)
- (4) 農林水産大臣は、許可又は起業の認可をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、船舶の数、操業の実態等を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期等の制限措置の内容及び申請期間を公示しなければならない。
(一斉更新制は廃止し、新規許可や更新許可は随時行う。)
(第42条関係)
- (5) 農林水産大臣は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる大臣許可漁業について、(4)の公示をするに当たっては、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が農林水産大臣が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶の数及び船舶の総トン数その他の船舶の規模に関する制限措置を定めないものとする。
(第43条関係)
- (6) 許可を受けた者は、資源管理の状況、漁業生産の実績等を農林水産大臣に報告しなければならないこととする。農林水産大臣は、許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機の備付け等を命ずることができる。
(第52条関係)
- (7) 農林水産大臣は、許可を受けた者が許可漁業を適確に営むに足りる生産性を有さないこととなったときは、必要な措置を講ずべきことを勧告するものとし、勧告に従わないときは、許可の取消し等を命ずることができる。
(第53条・第54条関係)

2 知事許可漁業

- (1) 大臣許可漁業以外の漁業であって農林水産省令又は規則（都道府県規則）で定める漁業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
(第57条第1項関係)
- (2) (1)の農林水産省令は、都道府県の区域を越えた広域的な見地から、

農林水産大臣が漁業調整のため漁業者又はその使用する船舶について制限措置を講ずる必要があると認める漁業について定めるものとする。
(第57条第2項関係)

(3) 農林水産大臣は、(1)の農林水産省令で定める漁業について、都道府県の区域を越えた広域的な見地から、都道府県が許可することができる船舶等の数その他の事項を定めることができる。

(第57条第7項関係)

(4) 知事許可漁業については、大臣許可漁業に関する所要の規定を準用する。
(第58条関係)

第4 漁業権及び沿岸漁場管理

1 海区漁場計画

(1) 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、5年ごとに、海区漁場計画を定め、当該海区に設定する漁業権及び保全沿岸漁場（水産動植物の生育環境の保全・改善等の活動を計画的に実施する必要があるものとして知事が定めるもの）について、それぞれ必要な事項を定めるものとする。
(第62条関係)

(海区漁場計画に定める事項)

- | | |
|-----------------------------|---|
| ① 漁業権に関する事項 | |
| イ 漁場の位置及び区域 | |
| ロ 漁業種類 | |
| ハ 漁業時期 | |
| ニ 区画漁業権については、個別漁業権又は団体漁業権の別 | 等 |
| ② 保全沿岸漁場に関する事項 | |
| イ 漁場の位置及び区域 | |
| ロ 保全活動の種類 | 等 |

(2) 海区漁場計画は次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- ① 海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように漁業権が設定されていること
- ② 海区漁場計画の作成の時に於いて、適切かつ有効に活用されている漁業権があるときは、漁場の位置等がおおむね等しいと認められる漁業権が設定されていること
- ③ 漁場の活用の現況及び漁場計画の案について出された意見の検討結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること
- ④ 保全沿岸漁場が漁業権の内容たる漁業に係る漁場の使用と調和しつつ、水産動植物の生産環境の保全及び改善が適切に実施されるように設定されていること
(第63条関係)

2 海区漁場計画の作成手続等

(1) 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、当該海区において漁業を営む者、営もうとする者等の意見を聴き、当該

意見の内容について検討を加え、その結果を公表するなどの手続を経なければならない。(第64条第1項・第2項関係)

- (2) 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。海区漁業調整委員会は、意見を述べようとするときは、公聴会を開き、漁業者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。(第64条第4項・第5項関係)

3 農林水産大臣の助言等

農林水産大臣は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、我が国の漁業生産力の発展を図るため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に海区漁場計画の案を修正すべき旨の助言をすることができる。また、助言した事項について特に必要があると認めるとき、及び都道府県の区域を超えた広域的な見地から漁業調整のために特に必要があるときは、都道府県知事に漁場計画の変更等を指示できる。(第65条・第66条関係)

4 漁業権の免許等

- (1) 漁業権とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権とする。(第60条関係)
- (2) 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、都道府県知事に申請しなければならない。(第69条関係)
- (3) 団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であって、次に定めるものとする。(第72条関係)
- 一 現に存する区画漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置等がおおむね等しいと認められるものとして設定される区画漁業権 組合員のうち関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの
- 二 一以外の団体漁業権(共同漁業権を含む。) その組合員のうち関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの
- (4) 都道府県知事は、同一の漁業権についての免許の申請が複数あるときは、次に定める者に対して免許をする。(第73条関係)
- ① 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権(満了漁業権)とおおむね等しいと認められる漁業権について満了漁業権を有する者による申請がある場合であって、その者がその漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者
- ② ①に掲げる場合以外の場合 免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者

- (注)「適切かつ有効」とは「漁場の資源状況等に適合するように、過剰な漁獲を避けて漁業を行いつつ、将来にわたり持続的に漁業生産力を高めるように活用すること」(国の技術的助言を想定)
- (5) 免許の申請があったときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。(第70条関係)

5 漁業権者の責務等

- (1) 漁業権者は、当該漁業権漁場を適切かつ有効に活用するよう努める責務を有するとともに、当該漁場の活用状況等を都道府県知事に報告しなければならない。知事は漁業権者から報告を受けた事項につき、海区漁業調整委員会に対し必要な報告をするものとする。
(第74条・第90条関係)
- (2) 都道府県知事は、漁業権者が漁場を適切に利用しないことにより他の漁業者の生産活動に支障を及ぼしているとき、合理的な理由なく漁場の一部を使用しないと認めるときは、必要な指導、勧告を行うものとする。当該勧告に従わない場合には、漁業権を取り消すことができるものとする。
(第91条・第92条関係)
- (3) 漁業権の存続期間は従前どおりとする。(定置漁業権・区画漁業権(真珠養殖業等を除く)は5年、共同漁業権・真珠養殖業等の区画漁業権は10年)
(第75条関係)
- (4) 個別漁業権についての抵当権の設定は、都道府県知事の認可を受けなければ効力を生じない。都道府県知事が認可をしようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。抵当権者が権利を実行する場合は都道府県知事の認可を受けるとし、知事は適格性のある者への移転でなければ認可をしてはならない。
(第78条・第79条関係)
- (5) 漁業権行使規則は、団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会において、団体漁業権ごとに制定するものとする。漁業権行使規則は、当該漁業権行使規則を制定した漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の組合員以外の者に対しては、効力を有しない。
(第106条関係)

(漁業権行使規則の規定事項)

- ① 組合員行使権を有する者(組合員行使権者という。)の資格
- ② 団体漁業権の内容たる漁業を営むべき区域・期間・漁業の方法など遵守すべき事項
- ③ 漁協又は漁協連合会が組合員行使権者に金銭を賦課するときはその額

- (6) 団体漁業権を有する漁業協同組合がその漁業権に係る総会の部会を設けているときは、漁業権の取得について総会の権限を行うことができる。
(第107条関係)

6 沿岸漁場管理

- (1) 都道府県知事は、海区漁場計画に基づき、保全沿岸漁場ごとに、漁

業協同組合等であって一定の基準に適合するものをその申請により沿岸漁場管理団体として指定することができる。(第109条関係)

- (2) 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。(第111条関係)

(沿岸漁場管理規程の規定事項)

- ① 生育環境の保全又は改善の目標
- ② 保全活動の内容、実施する区域及び期間
- ③ 保全活動の円滑な実施の確保に関する事項
- ④ 保全活動に要する費用の見込み(当該費用の一部の負担について、保全活動に従事する者以外の者に協力を求めようとする場合には、その額及び算定根拠並びに使途を含む。)等

- (3) 沿岸漁場管理団体は、都道府県知事の認可を受けた沿岸漁場管理規程に基づいて保全活動を行うものとし、その活動内容を都道府県知事に報告しなければならない。(第112条関係)

- (4) 沿岸漁場管理団体は、保全活動の実施に当たり、受益者の協力が得られないときは、都道府県知事に対し、当該受益者の協力を得るために必要なあつせんを求めることができる。(第113条関係)

第5 漁業調整に関するその他の措置

- (1) 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、特定の漁業を禁止し、又はこれらの漁業について農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。(第119条関係)
- (2) 海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会は、漁業調整のため、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止等に関して必要な指示をすることができる。(第120条・第121条関係)
- (3) 漁業者は、漁獲割当管理区分に係る特定水産資源以外の資源管理に関し、協定を締結し、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けることができる。(第124条関係)

第6 海区漁業調整委員会の選出方法の変更

- (1) 海区漁業調整委員会の委員は、漁業に関する識見を有し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、都道府県知事が議会の同意を得て任命する。(漁民委員の公選制は廃止。)(第138条第1項関係)
- (2) 委員の定数は、原則15人とし、10人から20人までの範囲内において、条例でその定数を増減できる。(第138条第2項関係)
- (3) 委員の任命に当たっては、漁業者又は漁業従事者(1年に90日以上漁船漁業を営む者等に限る。)が委員の過半数を占めなければならない。この場合において、漁業者・漁業従事者の漁業種類、操業区域等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。(第138条第5項関係)
- (4) 委員には、資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者や、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。また、すべての委員を通じて、年齢、性別に著しい偏りが生じないことに配慮しな

- なければならない。(第138条第7項・第8項関係)
- (5) 都道府県知事は、委員を任命しようとするときは、漁業者、漁業者団体等から推薦を求めるとともに、委員の募集を行わなければならない。(第139条関係)
- (6) 都道府県知事は、(5)の推薦を受けた者や募集に応募した者に関する情報を整理し、公表するとともに、委員の任命に当たっては、当該推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。(第139条第2項・第3項関係)
- (7) この法律の施行の際、現に在任する委員の任期は、平成33年3月31日まで延長されるものとする。(附則第15条)

第7 運用上の配慮

国及び都道府県は、この法律の運用に当たっては、漁業及び漁村が、海面及び内水面における環境の保全、海上における不審な行動の抑止その他の多面にわたる機能を有していることに鑑み、当該機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、漁業者及び漁業協同組合その他漁業者団体の漁業に関する活動が健全に行われ、並びに漁村が活性化するように十分配慮するものとする。(第174条関係)

第8 その他

- ・ 内水面漁業については、海面漁業との実態の違いがあることを踏まえた上で、海面漁業に係る規定を準用する。(第67条・第173条関係)
- ・ 国は、水産資源の状況等に照らし、漁船の隻数又は操業日数の削減等の漁業者による漁獲努力量の調整を図るために必要な措置を講ずるものとする。(第133条関係)
- ・ 密漁対策のため特定水産動植物（ナマコ等を想定）の採捕を禁止するとともに、採捕禁止違反、密漁品譲受け等の罪を新設し、3年以下の懲役又は3千万円以下の罰金とする。(第132条・第189条関係)

II 水産業協同組合法の一部改正

1 漁協の役割の明確化及び事業実施体制の強化

- (1) 漁協の役割の明確化等
漁協が事業を行うに当たっては、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない旨規定する。(第11条の2関係)
- (2) 沿岸漁場管理事業の法定化
漁業法において、都道府県知事が沿岸漁場管理団体を指定することができる制度が創設されることを受け、沿岸漁場管理に係る事業を、漁協等の事業として規定する。(第11条・第87条関係)
- (3) 漁協の役員要件の見直し
販売事業を行う漁協は、理事のうち一人以上は水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に関し実践的能力を有する者でなければならない。また、漁協は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが

生じないように配慮するものとする。

(第34条関係)

(4) 特定組合等に対する公認会計士監査の導入

信漁連及び一定規模以上(貯金等合計額200億円以上)の漁協について、現行の全国漁業協同組合連合会による監査に代わり、公認会計士による会計監査を義務付ける。(第41条の2関係)

なお、公認会計士監査への移行に際し、実質的負担が増加することがないこと等、政府が適切な配慮をする旨を法律附則に規定する。

(附則第26条関係)

(5) 連合会による会員への助言等の事業

連合会は、会員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言に関する事業並びに会員の意見の代表及び会員相互間の総合調整の事業を行うことができることとする。

また、全国連合会は、当該全国連合会を間接に構成する組合又は連合会の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言に関する事業を行うことができることとするとともに、当該全国連合会を直接又は間接に構成する組合又は連合会に対して団体漁業権に係る漁場の利用に関する業務及び漁場の管理に関する業務の適正化を図るために必要な取組を行うことを求めることができることとする。(第87条関係)

2 内水面組合制度の見直し

(1) 内水面において水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者を主たる構成員とする漁業協同組合(内水面組合)における個人の正組合員資格を、水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする日数が年間30日から90日までの間で定款で定める日数を超える者とする。(第18条第2項関係)

(2) 内水面組合は、その選択により、正組合員資格を漁業者又は漁業者及び漁業従事者のみに限定することができることとする。

(第18条第3項関係)

3 漁業生産組合制度の見直し

(1) 設立要件・理事等の要件の緩和等

漁業生産組合の設立・存続等に係る人数要件を、漁民7人以上から漁民3人以上に緩和する等、設立、解散及び合併に関する規定を整備する。また、理事の人数要件を、3人以上から1人以上とするとともに、監事の設置を任意とする。(第83条の2・第85条の2～第85条の5関係)

(2) 組織変更規定の新設

漁業生産組合は、その選択により、株式会社に組織変更ができることとし、その手続を定める。(第86条の2～第86条の13関係)

4 その他組合の組織及び事業に関する規定の見直し

- ・ 共済契約に関する規定の整備 (第15条の5～第15条の10関係)
- ・ 組合における理事の自己契約等に係る手続の整備等を行うとともに、経営管理委員会を置く組合における監事の理事会出席義務を緩和

- ・ 出資一口の金額の減少、合併等における債権者の異議申立手続に関する規定の整備 (第39条の2・第39条の5関係)
- ・ 活動実態のない組合について、強制的に解散させる「みなし解散」制度を導入 (第53条・第69条関係)
- ・ 回転出資金制度及び専用契約に関する規定について廃止 (第68条の2関係)
- ・ 回転出資金制度及び専用契約に関する規定について廃止 (第19条の2・第24条関係)

Ⅲ 水産資源保護法の改正等

1 水産資源保護法の一部改正

水産動植物の採捕の制限等に関する規定を改正後の漁業法に移行するなど所要の規定の整備を行う。

2 内水面漁業の振興に関する法律の一部改正

漁業法の一部改正に伴い、漁業法の準用規定の改正など所要の規定の整備を行う。

3 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（T A C法）の廃止

海洋生物資源の保存及び管理に関する措置を漁業法に移行し、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律を廃止する。

施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日。

ただし、水産業協同組合法の一部規定（漁業生産組合等）については平成31年4月1日。